

非常用発電設備の保安規定上の取扱いについて（指示）に基づく
玄海及び川内原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請の概要

1. 変更の概要

現行保安規定において、冷温停止中（1次冷却材温度が93℃以下）及び燃料交換時においては、非常用ディーゼル発電機（以下ディーゼル発電機という）の1基以上が動作可能であることを定めている。今回、電源の確保が極めて重要であることから、原子力安全・保安院の指示に基づき、2基のディーゼル発電機が動作可能であることに変更する。

なお、新たに設置する非常用発電機の運用を開始するまでは、他の号炉のディーゼル発電機等から電力供給が可能な状態とする。

2. 変更前後比較（抜粋）

変更前		変更後	
(ディーゼル発電機 -モード5, 6及び照射済燃料移動中-) モード5, 6及び照射済燃料移動中において、ディーゼル発電機は、表1で定める事項を運転上の制限とする。 表1		(ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3及び4以外-) モード1, 2, 3及び4以外において、ディーゼル発電機は、表1で定める事項を運転上の制限とする。 表1	
項目	運転上の制限	項目	運転上の制限
ディーゼル発電機	(1) 所要の非常用高圧母線に接続するディーゼル発電機のうち1基以上が動作可能であること	ディーゼル発電機	(1) ディーゼル発電機2基が動作可能であること*
		※：ディーゼル発電機には、非常用発電機1基を含めることができる。非常用発電機とは、所要の電力供給が可能なものをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。	
		(附則) (ディーゼル発電機 -モード1, 2, 3及び4以外-) の表1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。	

注) モードとは、原子炉の出力や温度で運転状態を表すもので、以下の区分がある。

モード1：出力運転（出力5%超）

モード2：[停止時] 出力運転（出力5%以下）～原子炉停止

[起動時] 制御棒引抜き開始～出力運転（出力5%以下）

モード3：1次冷却材温度177℃以上

モード4：1次冷却材温度93℃超177℃未満

モード5：1次冷却材温度93℃以下

モード6：1次冷却材温度93℃以下（原子炉容器上ふた開放、全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。）